

愛知県の融資制度にかかる信用保証について

信用保証制度とは、中小企業の方々が金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、公的機関である信用保証協会がその保証人となってお金を借りやすくなるようサポートする制度です。

1 申込資格

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医療法人等、NPO法人、中小企業等協同組合などです。
(農業や金融業、風俗関連営業などのほか、税金を滞納している方、保証協会の代位弁済を受け求償債務が残っている方などは利用できません。また、保証申込みについて、暴力団関係者等の反社会的勢力、金融あっせん屋等の第三者が介在している方も利用できません。)

2 連帯保証人

原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
(実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合など、連帯保証が必要となる場合があります。また、金融機関との連携等により一定の要件を満たす場合は法人代表者の連帯保証が不要となる場合があります。)

3 担保

保証合計額が8,000万円を超える場合は、原則、担保が必要です。
(愛知県信用保証協会が取扱い可能と判断したときは、【経済対策特別】を利用する場合は1億2,000万円まで、【再生】(融資対象(1)に限る)を利用する場合は1億3,000万円まで、無担保信用保証枠を拡大しています。)

4 保証料率

中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1~9のいずれかの区分の保証料率となります。(単位:年率 %)

保証区分	料率区分	特別小口融資を適用 (責任共有制度対象外)	弾力料率区分									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	
小規模企業等振興資金	通常資金	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	
	小口資金 (責任共有制度対象外)		1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46	
一般事業資金	融資期間1年以内 ^{*1}	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	
	融資期間1年超え		1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	
経済環境適応資金 (下記のものを除く ^{**2})	サポート資金【経済対策特別】	0.75	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	
	サポート資金【セーフティネット】		1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	
パワーアップ資金 [経営力強化]	(責任共有制度対象)	—	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	0.40	
	(責任共有制度対象外)		1.76	1.58	1.42	1.21	1.00	0.83	0.66	0.49	0.49	
パワーアップ資金で経営革新関連保証、経営力向上関連保証、労働力確保関連保証又は地域経済牽引事業関連保証を利用する場合	(責任共有制度対象)	0.67	0.67									
パワーアップ資金[海外展開]で海外投資関係保証を利用する場合	(責任共有制度対象)	—	1.05									
パワーアップ資金(上記以外のもの) ^{*1}	(責任共有制度対象)	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	
創業等支援資金 (責任共有制度対象外)	創業関連保証を利用する場合 ^{*1}	—	0.40									
	創業等関連保証を利用する場合		0.79									
再生・事業承継支援資金【再生】で事業再生計画実施関連保証を利用する場合	(責任共有制度対象)	0.67	0.67									
	(責任共有制度対象外)		0.79									
再生・事業承継支援資金【事業承継】 ^{*1}	(責任共有制度対象)	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	

^{*1} 平成31年3月31日までに愛知県信用保証協会にて申込受付した分まで上記の保証料率が適用されます。
^{*2} パワーアップ資金【金融機関提案型】及び再生・事業承継支援資金【再生】のうち一部のものは別に定める保証料率が適用されます。
【保証料率の割引制度】…会計参与を設置している会社は、保証料率を0.1%引き下げます。また、一部の保証制度について担保提供をいただいた場合も、保証料率を0.1%引き下げます。

5 必要書類 (①~③の用紙は、愛知県信用保証協会の本・支店のほか、県内金融機関、市町村の商工担当課、商工会議所・商工会に用意しております。)

- ① 信用保証委託申込書
- ② 信用保証委託契約書
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ④ その他、主な添付書類
 - ・法人の場合は、商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款の写し
 - ・確定申告書・決算書の写し(2期分)
 - ・許認可等を要する事業については、許認可証等の写し
 - ・設備資金の場合は、計画を証する見積書、図面等の写し
 - ・NPO法人の場合は、特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等

豆知識 責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の方々に支援する制度です。
原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有することとなりますが、一部の制度については、信用保証協会が100%の保証をします。

- ◆責任共有制度の対象から除かれている主な保証・・・「**同保証制度を活用した愛知県の融資制度**」
- ・小口零細企業保証・・・「小規模企業等振興資金 小口資金」
 - ・経営安定関連保証(第1~4号、第6号認定)・・・「経済環境適応資金 サポート資金【セーフティネット】」
 - ・創業関連保証・創業等関連保証・・・「経済環境適応資金 創業等支援資金」

〈平成30年度〉

中小企業金融の案内

平成30年4月1日

愛知県・愛知県信用保証協会

愛知県では、県内で事業を営んでいる中小企業の方々に対して事業資金を融資する制度を設けています。

制度名	制度の概要
小規模企業等振興資金	小規模事業の方々が事業上必要とする資金を融資する制度です。県とすべての県内市町村が協調して運用しています。
一般事業資金	短期から長期までの一般的な事業資金を融資する制度です。
中小企業組織強化資金	組合向けに資金を融資する制度です。(株)商工中金のみで取り扱っています。
経済環境適応資金	経営安定を支援する「サポート資金」、積極的な経営を支援する「パワーアップ資金」のほか、「創業等支援資金」、「再生・事業承継支援資金」の4資金で構成されています。多様なニーズにお応えします。

各制度の内容は本紙の内側をご覧ください。

制度全般の特長

- ☆ 原則、固定金利となっていますので、計画的なご返済が可能です。
- ☆ 信用保証協会への信用保証料について、通常の料率に比べ低く設定しています。
また、一部の市町村では信用保証料等に対する助成制度を設けており、中小企業の方々の負担軽減を図っています。
- ☆ 身近な取扱金融機関の県内各店舗の窓口でお申込みいただけます。
- ☆ 信用保証を付して融資を申込み場合には、各商工会議所・商工会へ推薦書の作成を依頼することができます。

【お申込み先(取扱金融機関)】

銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、近畿大阪、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名
信用組合	豊橋商工、愛知県中央
政府系	商工組合中央金庫

(注1) 「小規模企業等振興資金」については、一部お取扱いできない店舗があります。
(注2) 【クラウドファンディング活用促進枠】の取扱いは一部の金融機関となります。詳細は中小企業金融課のWebページをご覧ください。

- 「小規模企業等振興資金 小口資金」については、次の機関でもお申込みができます。
事業所が名古屋市内にある方 — 愛知県信用保証協会
事業所が名古屋市外にある方 — 事業所のある市町村の商工担当課
- 経済環境適応資金のうち、「サポート資金【セーフティネット】^{*1}」、「創業等支援資金^{*2}」については、直接、愛知県信用保証協会へお申込みができます。
- 「創業等支援資金^{*2}」については、各商工会議所・商工会又は愛知県商工会連合会でもお申込みができます。
^{*1} 融資対象者のうち、第5号、第7号、第8号の認定を受けた場合は除く。
^{*2} 「創業等支援資金【クラウドファンディング活用促進枠】」は除く。

【お問合せ先】

- 制度全般について：愛知県産業労働部 中小企業金融課 電話 052-954-6333
(パワーアップ資金環境・省エネの2)について：愛知県環境部 環境政策課 電話 052-954-6209)
- 信用保証について：愛知県信用保証協会 総合相談窓口 電話 ファイナル0120-454-754

愛知県の融資制度 (平成30年4月1日現在。利率等は年度途中でも改定することがあります。)

制度名	小規模企業等振興資金		一般事業資金	中小企業組織強化資金	制度名	経済環境適応資金	
	通常資金	小口資金 【責任共有制度対象外】				再生	事業承継
融資対象者	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	従業員数が20人(商業・サービス業 ^注 は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等 (注: 宿泊業及び娯楽業は20人)	中小企業者	(株)商工組合中央金庫(以下、「商工中金」)の融資対象資格がある組合	融資対象者	(1) 愛知県中小企業再生支援協議会(以下、「再生支援協議会」)の支援を受けて再生計画を策定した中小企業者 (2) 再生支援協議会の支援を受けて、産業競争力強化法に基づく中小企業承継事業再生計画の認定を受けた中小企業者 (3) 再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者(国の全国統一制度である「事業再生計画実施関連保証」の対象)	(1) 事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 (2) 事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 (3) 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者又はその代表者 (4) あいち事業承継ネットワークの支援機関等の支援を受けて、事業承継計画若しくは事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者又は中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者若しくはその代表者
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 5,000万円	設備資金・運転資金 2,000万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が2,000万円以内であること。)	設備資金・運転資金 2億円	運転資金 3億円 (転貸の場合は1組合員3,000万円)	認定等	要(1)(2)再生支援協議会、(3)再生支援協議会等)	一部要(3)(4)県中小企業金融課)
融資期間・利率 ※融資期間1年を除き、1年以内の据置可能。	3年 年1.3% 5年 年1.4% 7年 年1.5% 10年 年1.6%(設備のみ)	3年 年1.1% 5年 年1.2% 7年 年1.3%	1年 年1.3%以内(運転のみ) 3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6% 10年 年1.7%(設備のみ)	1年 商工中金所定	資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 2億8,000万円
担保・保証人	保証協会所定	保証協会所定	保証協会所定	商工中金所定	融資期間・利率 ※1年以内の据置可能。	7年 年1.6%(運転のみ) 10年 年1.7%(設備のみ)	3年 年1.2(1.0)%以内 5年 年1.3(1.1)%以内 7年 年1.4(1.2)%以内 10年 年1.5(1.3)%以内(設備のみ) (融資対象者(4)の場合は()内の利率)
信用保証	要	要	要	—			

制度名	経済環境適応資金								
	サポート資金				パワーアップ資金	※【金融機関提案型】 については別紙一覧参照		創業等支援資金 【責任共有制度対象外】	
	セーフティネット	経営あんしん	経済対策特別 (平成31年3月31日まで)	条件変更改善		設備投資促進枠 (平成31年3月31日まで)	クラウドファンディング活用促進枠	協調推進枠	
融資対象者	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定を受けた特定中小企業者 (第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合) 【責任共有制度対象外】	(1) 最近3か月間の月平均売上高が、前年同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者 (平成31年3月31日まで) (2) 県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者	最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べて3%以上減少している中小企業者 (注) 売上高総利益額 = 売上高 - 売上原価	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 (国の全国統一制度である「条件変更改善型借換保証」の対象)	(1)【経営力強化】金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者(国の全国統一制度である「経営力強化保証」の対象) (2)【経営革新計画】中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者 (3)【経営力向上】中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小企業者 (4)【新技術導入・研究開発、先端技術設備導入】新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者 (5)【事業転換】事業転換を実施する中小企業者 (6)【環境・省エネ】①環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者 ②現在地又は移転先(県内)で公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者 (7)【防災】防災のための施設等の設置等を行う、又は事業継続計画(BCP)を策定、実施する中小企業者 (8)【商店街】活性化モデル商店街の指定を受けた中小企業者又は指定を受けた団体に所属する中小企業者 (9)【観光】観光振興のためのイベントや設備投資を行う中小企業者 (10)【改善計画】労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業者 (11)【かたちかみ、カミ・カバリ】リ・カラ・カバリ」の推進を図る、又は県カミ・カバリ」企業の登録を受けた中小企業者 (12)【あいち女性輝きかみ】あいち女性輝きかみの認証を受けた中小企業者 (13)【海外展開】海外販路の開拓や海外向け新製品の開発等、海外展開に係る事業に取組み、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者(県内事業所の全てを廃止する場合を除く。) (14)【貿易振興】製造業又は卸売業を営む中小企業者で輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う者 (15)【補助金つなぎ】国や自治体等から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けた中小企業者 (16)【企業立地・地域未来投資】①工場適地等に立地しようとする製造業等を営む中小企業者 ②地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者	機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等を行う中小企業者	クラウドファンディングとの連携融資	新たな取組に挑戦し、そのために必要な資金の一部をクラウドファンディングにより調達する中小企業者	(株)日本政策金融公庫との協調融資
認定等(相談先)	要 (各市町村商工担当課)	要 (取扱金融機関等)	要 (取扱金融機関)	要 (金融機関又は認定経営革新等支援機関)	一部要 (1)金融機関又は認定経営革新等支援機関、(2)県産業労働部各課、(3)主務大臣、(6)②県環境政策課又は各県民事務所等環境保全課、(8)県商業流通課、(9)(一社)愛知県観光協会、(10)(11)県労働福祉課、(12)県男女共同参画推進課、(16)県産業立地通商課)	—	—	—	
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	運転資金 8,000万円	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 2億8,000万円	(1)【経営力強化】 設備資金・運転資金 1億5,000万円 ～(13)【海外展開】 (6)【環境・省エネ】②は、設備資金のみ) (14)【貿易振興】 運転資金 1,500万円 (15)【補助金つなぎ】 設備資金・運転資金 交付決定額以内(保証付限度額は2億8,000万円) (16)【企業立地・地域未来投資】 設備資金・運転資金 2億円	設備資金 1億5,000万円	設備資金・運転資金 1億5,000万円	設備資金・運転資金 3,500万円 (融資対象者①の場合で、2,000万円を超過する金額については自己資金の範囲内)	
融資期間・利率 ※融資期間1年を除き、原則として1年以内の据置可能。	3年 年1.2(1.1)% 5年 年1.3(1.2)% 7年 年1.4(1.3)% 10年 年1.5(1.4)% (融資対象者のうち第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合は()内の利率)	3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4%	3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4% 10年 年1.5%	10年 年1.5% 13年 年1.6% 15年 年1.7% (据置期間:借換資金以外の事業資金を含む場合は2年以内)	(1)【経営力強化】 5年 年1.1%以内 7年 年1.2%以内(設備のみ) (保証付きの既借入金を借り換える場合) 5年 年1.1%以内 7年 年1.2%以内 10年 年1.3%以内 (2)【経営革新計画】～(13)【海外展開】 (6)【環境・省エネ】②は、別途利子補給あり) 3年 年1.0%以内 5年 年1.1%以内 7年 年1.2%以内 10年 年1.3%以内(設備のみ) (14)【貿易振興】 1年 年0.9%以内(運転のみ) (15)【補助金つなぎ】 15年 年1.5%以内(設備のみ) 2年 年0.8%以内	5年 年1.0%以内 7年 年1.1%以内 10年 年1.2%以内	5年 年1.1%以内 7年 年1.2%以内 10年 年1.3%以内(設備のみ)	3年 年0.8% 5年 年0.9% 7年 年1.0% 10年 年1.1% (設備のみ) (据置期間:設備資金の3年は1年以内、5年、7年は2年以内、10年は3年以内、運転資金は1年以内)	

担保・保証人	保証協会所定(ただし、[経営力強化]以外のパワーアップ資金及び再生・事業承継支援資金【事業承継】は保証協会所定又は金融機関所定。)	信用保証	要(ただし、[経営力強化]以外のパワーアップ資金及び再生・事業承継支援資金【事業承継】は選択。)	※無担保信用保証枠の拡大措置 サポート資金【経済対策特別】及び再生・事業承継支援資金【再生】(融資対象者(1)のみ)において拡大措置あり。
--------	---	------	--	--

☆ このほか、災害時においては、小規模企業等振興資金 災害復旧資金や経済環境適応資金 サポート資金【大規模危機対応】など、災害により損失を受けた中小企業者向けの融資も実施します。<中小企業金融課のWebページ<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html> もご覧ください。>